

重要事項説明書

訪問看護・訪問リハビリテーションサービスの提供にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は以下のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者名称	医療法人社団T I B C
所在地	茨城県つくば市吾妻2丁目8番地8 つくばシティアビル2階
代表者名	理事長 宮本 真実
電話番号	029-856-0819

2. 事業所の概要

事業所の名称	T I B C訪問看護リハビリステーション
所在地	茨城県つくば市吾妻2丁目8番地8 つくばシティアビル2階
管理者	青木 聰
電話番号	029-856-0819
指定番号	0862090404
開設年月日	2024年10月1日

3. 事業の目的

医療法人社団T I B Cが開設するT I B C訪問看護リハビリステーション（以下、ステーション）は、指定訪問看護事業の適正な運営を確保する為に、人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師やその他の従業者が、病気やけが等により家庭において継続して療養をうける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護を必要と認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

4. 事業所の運営方針

- (1) 訪問看護事業の実施にあたっては、関係市町村、地域内の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。
- (2) 在宅療養者の生活に質を維持・向上するために必要な看護サービスを計画的に提供しそのサービスの提供にあたっては、利用者及び家族の意思を尊重します。
- (3) 医療依存度の高い在宅療養者の訪問看護ニーズに積極的に対応し、医師の指示に基づき質の高い看護サービスを提供します。
- (4) 質の高い看護サービスが提供できるよう、職員教育を推進し、サービスの品質管理に努めます。
- (5) 事業計画及び財務内容については、閲覧を求めるることができます。

5. 事業実施地域

実施地域 つくば市、土浦市、阿見町、牛久市、つくばみらい市、常総市

6. 営業及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から土曜日 国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 9時00分～17時30分

営業時間外の訪問看護については、別途定め対応します。大雪・台風等により訪問の中止・変更をお願いすることがありますのでご了承ください。

7. 職員の体制

- (1) 管理者 1名 常勤兼務 看護師若しくは保健師
- (2) 看護師 2.5名以上 保健師、看護師又は准看護師
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士： 適当数 ※必要に応じて雇用する。

8. 訪問看護サービスの提供方法

- (1) 利用者がかかりつけの医師に申し込み、主治医が訪問看護ステーションに交付した指示書により、訪問看護師、理学療法士等が訪問看護を実施します。
- (2) 利用者または家族から訪問看護ステーションに直接申し込みがあり、指示書がない場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう助言します。
- (3) 利用者に主治医がない場合は、主治医を決めて申し込むことを助言します。
- (4) 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅支援事業者との連携を図ります。

9. 訪問看護サービスの内容

利用者個々に訪問看護計画を作成し、以下の看護サービスを提供します。

- (1) 血圧・体温・呼吸・脈拍等の健康チェックと指導
- (2) 病状・障害・全身状態の観察と指導
- (3) 清拭や洗髪等による全身の清潔の保持、食事や排泄等の日常生活援助
- (4) 褥創の予防と処置
- (5) カテーテルの管理や交換
- (6) リハビリテーション（機能訓練、日常生活動作訓練、介助方法指導、住宅改修、福祉用具アドバイス等）
- (7) ターミナルケア
- (8) 療養生活や介護方法、福祉サービス利用についての相談や指導
- (9) その他在宅療養を継続するために必要な、医師の指示による医療処置

10. サービス利用料金 ※ 別紙 料金表を参照

- (1) 介護保険の場合 ※介護保険の割合負担額に応じた金額をお支払いいただきます。
- (2) 健康保険の場合 ※健康保険の割合負担額・公費の利用に応じてお支払いいただきます。

11. サービス提供の記録等

- (1) サービス提供をした際には、訪問看護記録書等の書面に必要事項を記入します。
- (2) 事業者は、1か月ごとに訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成し、主治医に提出します。
- (3) 事業者は、訪問看護の提供に関する記録を作成し、この契約終了後5年間保管します。また、利用者の求めに対して閲覧に応じ、かつ利用者が希望した場合、実施状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

1 2. サービスの利用に関する留意事項

- (1) 初回は、訪問看護師が訪問します。次回より 1 人又は複数の訪問看護師または理学療法士等が交替してサービスを提供します。
- (2) 理学療法士等によるリハビリテーションを中心としたサービスであっても、それは看護師の代わりとした看護業務の一環です。その場合においても、サービスの利用開始時や利用者の状態変化等に合わせた定期的な看護師による訪問を提供することが位置づけられています。
- (3) 事業者に対して訪問看護師・理学療法士等の交替を申し出る事はできません。また、利用者から特定の訪問看護師・理学療法士等の指名はできません。
- (4) 利用者は、当事業所が提供するサービスで定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。
- (5) 訪問看護サービスの実施に関する指導はすべて事業者が行います。ただし、訪問看護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮をします。
- (5) 訪問看護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。
- (6) サービス利用当日、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。
- (7) 訪問リハビリは、ご利用者の心身の状況に十分配慮して実施しますが、まれに運動後の筋肉痛や内服薬の影響による皮膚の内出血、重度の骨粗鬆症による骨折など、身体に不調をきたすことがあります。

1 3. 訪問の際の禁止行為

訪問看護師、理学療法士等は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって次に挙げる行為は行いません。

- (1) 利用者もしくはその家族等からの金品等の授受。
- (2) 利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供。
- (3) 利用者もしくはその家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動。
- (4) その他利用者もしくはその家族等に行なう迷惑行為。
- (5) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
- (6) サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音などを無断でSNSなどに掲載すること。
- (7) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (8) 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外の業務（食事、掃除等）をすることは出来ませんのでご了承ください。

1 4. 虐待の防止のための措置に関する事項

- (1) 事業者は、虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権の擁護・虐待等の防止に努めます。
- (2) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な処置を講じます。
- (3) 虐待防止の為の指針の整備をします。

- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- (5) 虐待防止の為の研修会を定期的に実施します。

1 5. 身体拘束に関する事項

- (1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- (2) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

1 6. 苦情申立・虐待相談窓口について

当事業所に対する御相談は以下の専用窓口で受け付けます。

(1) 苦情受付窓口

T I B C 訪問看護リハビリステーション 管理者 青木 聰

電話 029-856-0819

受付時間 月曜日から土曜日 9時00分～17時30分

(2) 第三者機関窓口

国民健康保険団体連合会（国保連）(052) 971-4165（カナイヨウコウ）

つくば市役所 高齢福祉課

住所：茨城県つくば市研究学園1丁目1番地1

電話：029-883-1111

土浦市役所 高齢福祉課

住所：茨城県土浦市下高津1-20-35

電話：029-826-1111

牛久市役所 高齢福祉課

住所：茨城県牛久市中央3-15-1

電話：029-873-2111

つくばみらい市役所 介護福祉課

住所：茨城県つくばみらい市福田195 伊奈庁舎1階

電話：0297-58-2111

常総市市役所 高齢福祉課

住所：茨城県常総市水海道諏訪町3222-3 議会棟1階

電話：0297-23-2111

1 7. 非常災害時の対応

防災管理についての責任者を定め、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）を年に2回以上、実施します。

1 8 . 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、直ちに利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業所または地域包括支援センター等に連絡するとともに、応急手当等必要な措置を施し、関係市町村へも連絡します

1 9 . 緊急時の対応

- (1) 事業者は、緊急時における対応方法を主治医、利用者と確認のうえで、訪問看護を実施するものとします。
- (2) 事業者は、訪問看護実施中に利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し指示を求める等の必要な措置を講じるものとします。

この規定は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

T I B C 重要 R 6.10.1

